

諮 問 第 4 7 9 号
環水大土発第1802211号
平成30年2月21日

中央環境審議会会長
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
中 川 雅 治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

S, *S'* - (2-ジメチルアミノトリメチレン) =ビス (チオカルバマート)
塩酸塩 (別名カルタップ)

(2*R*, 3*a S*, 5*a R*, 5*b S*, 9*S*, 13*S*, 14*R*, 16*a S*, 16*b S*) - 2 - (6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-*O*-メチル- α -*L*-マンノピラノシルオキシ) - 13 - (4-ジメチルアミノ-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ- β -*D*-エリスロピラノシルオキシ) - 9-エチル-2, 3, 3*a*, 5*a*, 5*b*, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16*a*, 16*b*-ヘキサデカヒドロ-14-メチル-1*H*-*as*-インダセノ [3, 2-*d*] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンA) 及び (2*S*, 3*a R*, 5*a S*, 5*b S*, 9*S*, 13*S*, 14*R*, 16*a S*, 16*b S*) - 2 - (6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-*O*-メチル- α -*L*-マンノピラノシルオキシ) - 13 - (4-ジメチルアミノ-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ- β -*D*-エリスロピラノシルオキシ) - 9-エチル-2, 3, 3*a*, 5*a*, 5*b*, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16*a*, 16*b*-ヘキサデカヒドロ-4, 14-ジメチル-1*H*-*as*-インダセノ [3, 2-*d*] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンD) の混合物 (別名スピノサド)

N- [(*E*) - 1 - (6-クロロ-3-ピリジルメチル) ピリジン-2 (1*H*)-イリデン] - 2, 2, 2-トリフルオロアセタミド (別名フルピリミン)

3', 4'-ジクロロプロピオンアニリド (別名プロパニル)

S, S' -2-ジメチルアミノトリメチレン=ジ (ベンゼンチオスルホナート)

(別名ベンスルタップ)

(別紙2)

N- (トリクロロメチルチオ) シクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボキシイミド (別名キャプタン)

トリエタノールアミン=2-(2, 4-ジクロロフェノキシ) プロピオン酸塩 (別名ジクロルプロップトリエタノールアミン塩)

(*RS*)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=*N*-(2-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-*p*-トリル)-*D*-バリネート (別名タウフルバリネート又はフルバリネート)

4-[(*RS*)-5-(3, 5-ジクロロフェニル)-4, 5-ジヒドロ-5-(トリフルオロメチル)-1, 2-オキサゾール-3-イル]-*N*-[(*EZ*)- (メトキシイミノ) メチル]-*o*-トルアミド (別名フルキサメタミド)



中環審第1019号
平成30年2月28日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



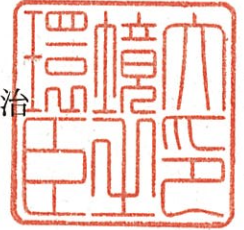
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成30年2月21日付け諮問第479号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第494号
環水大土発第1808221号
平成30年8月22日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
中川雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

塩素酸ナトリウム (別名塩素酸塩)

(*RS*) - *N*, *N*-ジエチル-2-(1-ナフチルオキシ) プロピオンアミド
(別名ナプロバミド)

(別紙2)

(S) - α - シアノ - 3 - フェノキシベンジル - (Z) - (1R, 3S) - 2, 2 - ジメチル - 3 - [2 - (2, 2, 2 - トリフルオロ - 1 - トリフルオロメチルエトキシカルボニル) ビニル] シクロプロパンカルボキシレート (別名アクリナトリン)

テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)

1 - (4 - クロロフェニル) - 3 - (2, 6 - ジフルオロベンゾイル) 尿素
(別名ジフルベンズロン)

3 - アリルオキシ - 1, 2 - ベンゾイソチアゾール 1, 1 - ジオキシド (別名プロベナゾール)



中環審第1043号
平成30年8月22日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



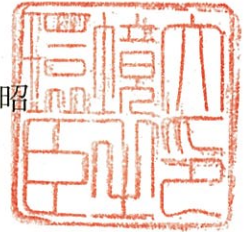
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成30年8月22日付け諮問第494号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第498号
環水大土発第1810311号
平成30年10月31日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
原田義昭



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-(3,4-ジクロロ-イソチアゾール-5-イルメトキシ)-1,2-ベンゾチアゾール=1,1-ジオキシド (別名ジクロベンチアゾクス)

N-[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロ-3-(*N*-メチルベンズアミド)ベンズアミド (別名プロフラニリド)

アンモニウム=メチルジチオカルバマート (別名メタムアンモニウム塩又はカーバム)

ナトリウム=メチルジチオカルバマート (別名メタムナトリウム塩又はカーバムナトリウム塩)

メチルイソチオシアネート

(別紙2)

6-クロロ-3-(2-シクロプロピル-6-メチルフェノキシ)ピリダジン
-4-イル=モルホリン-4-カルボキシラート (別名シクロピリモレート)

(3*S*, 3*aS*, 4*S*, 4*aS*, 7*S*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*) -7, 12-
ジヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*,
7-メタノ-9*b*, 3-プロペノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボ
ン酸又は (3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aS*, 6*S*, 8*aR*, 8*bR*, 11*S*) -
6, 11-ジヒドロキシ-3-メチル-12-メチレン-2-オキソ-4*a*,
6-エタノ-3, 8*b*-プロパー-1-エノペルヒドロインデノ [1, 2-*b*]
フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₃)、(3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4
aR, 7*R*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*) -7, 12-ジヒドロキシ-3-メチ
ル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-3, 9*b*-プ
ロパノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA
1)、(3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aR*, 7*R*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*) -1
2-ヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*,
7-メタノ-9*b*, 3-プロパノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボ
ン酸 (別名ジベレリンA₄) 及び (3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aR*, 7*R*, 9*a*
R, 9*bR*, 12*S*) -12-ヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-
オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-9*b*, 3-プロペノアズレノ [1, 2
-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₇)

1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-メ
チルカルバモイル-3-{ [5-(トリフルオロメチル)-2*H*-テトラゾー
ル-2-イル] メチル} ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名テトラニリ
プロール)

N-(4-*tert*-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチ

ルピラゾール-5-カルボキサミド (別名テブフェンピラド)

N- [(*E*)-1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)ピリジン-2(1*H*)-イリデン]-2,2,2-トリフルオロアセタミド (別名フルピリミン)



中環審第 1051 号
平成 30 年 10 月 31 日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成 30 年 10 月 31 日付け諮問第 498 号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。